

買取制度運用ワーキンググループの設置について

平成26年2月

平成24年7月に再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法が施行され、固定価格買取制度が開始されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は順調に拡大を続けている。

他方、同制度の運用が進むに従い、回避可能費用の算定方法、太陽光発電設備への認定の在り方など、同制度の具体的な運用について検討を行うことが必要となる論点が顕在化してきた。

このため、固定価格買取制度の運用に関し、必要な論点の検討・審議を行うため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会の下に、買取制度運用ワーキンググループを設置することとする。